

仙台地判・昭二四・五・二〇月報一九號一四一頁

同 地判・昭二五・一〇・二三例集一卷一一號一五四四頁

そのほか、年鑑・(昭二五)・一〇五頁以下をも見よ。

(2) 積極説

仙台高判・昭二三・八・三〇月報五號二一頁

福島地判・昭二三・一一・五月報七號二四頁

名古屋地判・昭二三・一一・八月報一〇號二一頁

同 地判・昭二三・五・一〇月報一一號一〇九頁

廣島高判・昭二四・四・五月報一九號一二〇頁

同 高判・昭二四・五・九月報二二號七七頁

大阪地判・昭二四・一二・二一年鑑(昭二四)三八頁

廣島地判・昭二五・七・六年鑑(昭二五)一〇四頁など。

右に示したものが、下級裁判所の主な判例である。ところが昭和二九年に入つてから、相ついで下された最高裁判所の二判決は、前年度判例(一を見よ)のとつた消極説を受けついだ上、次に見るような場合における農地買収處分が有効である旨を判定するに至つた。そこで、この兩判決の事實と判決要旨とを次に要約しておこう。

【事實】 (一) 第一事件 (最高判・昭二九・一・二二集八卷一號二頁) 原告(控訴人・被上告人)の養父は、もともと本件農地を所有したが、昭和二〇年一月一九日その死亡により、

五三頁) 原告(被控訴人・上告人)の父は、もともと本件農地を所有したが、昭和一五年その死亡により、原告の兄が家督相續人としてその所有權を取得した。相續にあたつて、原告とその兄との間にいざこざが起きたが、昭和一七年に示談がつき、原告は、兄から本件農地の贈與を受け、その所有權を取得した。その後、原告は、右示談の立會人であつた訴外B・Cらを介して、兄に對し、たびたび本件農地について所

有權の移轉登記をするように催告したけれども、兄がこれに應じないので、登記簿上は亡父の所有名義のまま現在に及んでいる。ところが、被告(鳥取縣三朝村農地委員會および國・控訴人・被上告人)は、本件農地を原告の兄の所有地としてその買収計畫を定めた。知事もまた、本件農地所有者を原告の兄とした買収令書を發行して、その買収處分をした。そこで、原告は、第一審(鳥取地裁)では、買収計畫の無効ならばに所有權の確認を求めたのに對して、買収計畫を無効とする一部勝訴の判決を受けた。第二審(廣島高裁)では敗訴したので上告に及んだ。

(二) 第二事件 (最高判・昭二九・一・二二集八卷一號一七二頁) 原告(控訴人・被上告人)の養父は、もともと本件農地を所有したが、昭和二〇年一月一九日その死亡により、

原告が、家督相續人としてその所有権を取得した。ところが、本件農地につき、村内農地委員會の買収計畫および公告にもとづいて、被告（熊本縣知事・被控訴人・上告人）は、登記簿上の所有者である原告の父あての買収令書を、原告の親族の者（被相續人の長女）に交付し、同人による原告えの送付にもかかわらず、賣渡處分をした。そこで、原告は、買収・賣渡の無効確認を求めて本訴に及んだ。第一審（熊本地裁）では敗訴したが、第二審（福岡高裁）では勝訴の判決を得た。被告から上告のあつた次第である。

【判決要旨】 第一事件・第二事件ともに、右のような場合における農地買収が、「當然には無効ではない」という。この判決は多數意見によるものであるが、これには、なお次のようないつの少數意見がある。まず、霜山判事の少數意見は、多數説にもかかわらず、積極説の前提にたつた上で、無権利者に對する農地買収を無効である、という。次に、谷村判事の少數説は、その前提では消極説によりながら、多數意見にしたがうと、本来、違法・無効である農地買収が不服申立のとられなかつたために有効になるのは不都合である、というのである。（なお裁判官は第一・第二事件ともに次のとおり、

霜山〔裁判長〕、栗山、小谷、藤田、谷村。）

ここで、民法一七七條と農地買収についてのわたくしの解釋論の若干を要約し、あわせて何ほどの問題を提起しておきたい。(1)私見の結論は、あらゆる農地買収處分に對して民法一七條を適用することは無理かも知れないが、その適用を認めることのできる場合もあり得る、という點にある。このことは、所有權のようないわゆる絶對權については、特に強調することもできる。電線路施設用地の規定（自創法一二條の二第四項）、買収對價支拂の規定（同法一三條）などは、その間の事情を示している。また、農地買収計畫が、農地所有者の承繼人に對しても、その効力をもつており（自創法一一條）、これを買収した國家が、登記をすれば充分である（同法四四條）ことなども、私見を裏づけるものである。(2)民法一七七條と農地買収處分との解釋問題は、わが國で社會的・歴史的意義のきわめて大きい農地改革の一環として（農地改革については、たとえば渡邊洋三・法時二五卷五號、拙稿・同法一六・一七號などを見よ）その理論を構成しなければならない。特に、消極説は、積極説と違ひ、現實的にも、地主の脫法手段に利用せられていることに注目する必要がある。(3)消極説では、積極説におけると異り、二重譲渡のさいの對抗問題を解決することができない。この點については、いわゆる禁反言（estoppel）の法理もまた考

慮せられ得るのである。

(一) 石田・前掲三四一頁は、わたくしの意見を批判している、『脱法手段が頻用されることはあり得ないであろうし、(…民主的に選出された筈の農地委員會ですら、舊地主層のヘゲモニーの下にある、といふ加藤〔正〕助教授の御指摘…「農地法批判」同志社法學一七號一〇七頁参照』が正しいとすれば、あえて脱法手段をとるべき、社會的的前提が一般的にみて存在しない…(…脱法手段云々にはさまで大きい影響を及ぼさない』と。しかし、わたくしには、地主が脱法手段を頻用した現實を無視することはできない。また、わたくしは、拙稿を熟讀してもらえばわかるように、農地委員が「民主的に選出された」などといったおぼえなく、むしろ逆に農地委員會が一般的にいつてきわめて非民主的に構成せられていることを指摘したつもりである。

ところで、このたびの最高裁判所の二判例は、ともに、その判決理由において、次のように述べている。「本件農地買收

は」買收當時の所有者に對してなされず、登記簿上の所有者に對してなされた點において、違法がある」と。これは、消極説の達する歸結である。それにもかかわらず、右の兩判決は、けつぎよく、當該の場合のような農地買收をもつて、當然には無効ではないものと、判示している。わたくしは、この結論には

あえて反対しないが、右の消極説にはやはり賛成することができない。すなわち、たとい贈與・相續などによつて農地所有權を取得したとしても、いまだ登記を怠つてゐるような場合は、第三者に對しては、その權利取得を對抗することができない。右の消極説は、登記原因無効の場合と民法一七七條の場合とを混同してゐるものといわなければならぬ。いうまでもなく、農地については、即時取得のよくな制度は認められていないのであるから、無權利者に對し、たとい所有權を移轉したとしても、その效力を生ずることはなしし、また所有者が權利を失うこともない。このことは、論理的には、農地買收についてだけではなく、強制競賣についても同じことがいえるのである。(もつとも、農地買收は、社會的意義のきわめて大きい農地改革の過程における行政處分であり、この點、單なる市民的金錢執行にすぎない強制競買とは、その趣旨が違うのであるが。)

(一) したがつて、石田・前掲が、私見を批判して、「農地買收處分について「表見主義を徹定すること」の必要性を力説する見解(加藤・民商二九卷二號三一頁)「なお加藤・同二四號を見よ」に従えば、登記原因絶體無効の場合にも登記名義人から買收すべしと云うことなのだろうか。…「然り」とすれば自己撞着となり、「否」とすれば

表見主義を徹底したことにならない』というのは、あたつていな。なお、いわゆる登記原因絶對無効とそうでない場合、いわば表見主義と眞實主義、といふこの二つの問題を混同しているのは、粗雑な形式論理にすぎない。

次に、農地買収計畫に不服があれば、その旨を申立てることができるようになつてゐるといふ點について、考えなければならない。まず、法律の規定によれば、第一に、市町村農地委員會の買収計畫に異議がある場合には、これを申立てることができ、第二に、その異議に對する同委員會の決定に不服のある場合には、都道府縣農地委員會に訴願をすることもできる(自創法七條)。第三に、この訴願に對する處分に文句のある場合は、その取消または變更を求める訴を提起し得る(同法四七條の二)。第四に、いわゆる公法上の権利關係に關する訴訟については、行政處分無効確認を求める訴を起すこともできる(行政事件訴訟特例法一條)。さらにまた、判例の示すところにしたがえば、互に、右の訴を提起しなかつたような場合でも、農地買収計畫にもとづく知事の買収處分に對しては、同じ理由による處分取消の訴を提起し得ることになつてゐる。このような不服申立については、人は、あるいは異議・訴願の出訴に對する前置主義に關し、あるいは不服申立期間の短いことにつき、

批難するかも知れない。しかし、それは、單なる立法政策論にすぎないのであつて、法の正しい解釋論ではない。立法論的にいうのならば、むしろ、地主だけに不服申立の權利を與え、小作人にはそれを與えないことは、不平等きわまるものといわなければならない。いうまでもなく、小作人にも、農地賣渡計畫に對しては不服申立が認められている。しかし、この賣渡計畫が立てられるのは、すでに買収された農地に對してだけであつて、はじめから買収せられなかつた農地に對しては、賣渡についていくら不服を申立てたところでどうにもならない。(もつとも、この點は、小作人の不服申立が、賣渡との關係におけるかぎり、買収についてもなすことができるものと解するならば「我妻・加藤」・農地法の解説「八五」を見よ。) 解決し得るの立法ないしは判例の趣旨は、廣汎な農地買収に關する争いをできるだけ早く解決することによつて、きわめて歴史的・社會的意義の大きい農地改革を速かに實施しようとする點にあるものと解しなければならない。すなわち、不服申立期間をいたずらに経過し、いわば権利(しかも登記を怠つてゐるのだから、對抗要件を備えていない)の上に寐つた後で、買収の無効を主張する者を、あくまで擁護しなければならぬ、という趣旨ではな

い。したがつて、右のような訴によつて取消されないかぎり、農地買收は有効だと解することもできるのである。
(二)

(一) 最高判・昭二五・九・一五・集四卷九號四〇四頁を見よ。同判決要旨にいう、『自作農創設特別措置法第五條に違反した買收計畫にもとづいて買收處分が行われたときは、所有農地を買收された者は、買收計畫に對する不服を申し立てる権利を失つた後も、買收處分取消の訴において買收計畫の違法を攻撃することが出来る』と。

(二) 最高判・昭二五・九・一九・集四卷九號四二八頁を見よ。同判決要旨にいう、『隠居により相續人の所有に歸した農地が、登記簿上依然隠居者の名義になつていて場合において、その記載を信頼して隠居者に對してなされた農地買收處分は、訴により取り消されないかぎりは有效である』と。

農地買收が急速な解決を必要とする處分であることは、次の法規によつても、これを立證することができる。市町村農地委員會が、農地買收計畫をたてた場合には、その旨を公告して縦覽に供すれば充分であり(自創法六條五項)、特に所有者に通知その他の手段をとる必要はない。この所有者が、單に公簿上の名義所有者だけではなく、いわゆる眞實の所有者をも含んでいふことは、もちろんである。また、農地買收令書の交付についても、所有者が知れない場合、そのほか令書の交付をすること

のできないような場合には、一定の公告をすることによつて交付にかえることができるるのである(同九條一項)。

このたびの二つの最高裁判所の判決(多數意見)は、その結論では當該農地買收が有效であるものと判示しながら、他方においては消極説を前提としている。このようなことでは、まつたく相反する二つの少數説が提出せられ、最高裁の内部における意見の不統一ぶりを示さなければならないのは、當然である。

これは、消極説の間違いであることを例證するケースとも見られるのであるが、それとともに、民法一七七條と農地買收の問題に關するかぎり、最高判がわたくしたちの解釋論に近づいてきたものとも思われるのである。ここで一言しておきたいことは、時に、農地買收が土地收用と混同せられることがある、という點である。兩者は、その形式的類似にもかかわらず、實質的には違つてゐる。すなわち、後者が、典型的な權力的支配關係にたつ處分であるのに反し、前者は、けつきよくにおいては地主・農民間の商品交換ともなるのであつて、國家がその中間に介在して、一時的に農地所有者となるものにすぎない。買收と賣渡との二つの手續によつて所有權の移轉が一時的に中斷し、買受ける側の農民に對しては原始取得という形式になつてゐるのは、國家の所有權取得を完全にするという趣旨にすぎな

いのであつて、右の解釋とは別問題である。

(一) このような意味において、石田・前掲三四〇—三四一頁が、私見を批判して、『〔農地買収に〕取引安全を云々する餘地はない。……農地買収によつて政府が所有権を原始的に取得する……と解されねばならぬこと……を併せ考えれば、この感を一層深くする』) といふのには、わたくしは賛成することができない。

もつとも、消極説に賛成できないとしても、次のような場合

について、考慮しなければならない。登記上の名義所有者が、自分に對する農地買収處分に對し——自分がすでにいわゆる眞實の所有者ではないことを理由として——、これを違法としてその取消を求めたという事案がある。判例は、

有権を他人に移轉したような場合でも、移轉登記をしていないかぎり、権利取得者に對しては、その義務が残つてゐるのだから買収計畫の取消を求めることができると解してよい。なお、わたくしのよだな理論を構成するとしても、國家が買収した農地を常に農民に賣渡すとはかぎらず、買収農地の賣渡を保留することも考えられるのである(自創法施行規則七條の二の三を見よ)。

『凡そ所謂抗告訴訟に於て原告たるものは當該行政處分に因つて権利を毀損せられたとするものでなければならぬ。然るに原告はその主張自體既に本件農地の所有者ではないと言つてあるから、同原告は本件行政處分に因つて何等権利を侵害されたものではない。故に同原告の本訴請求は権利保護の利益を缺き失當たるを免れないから爾餘の争點につき判断を須ゆるまでもなく之を棄却せねばならない。』(前掲・名古屋地判)

と判示している。しかし、公籍上の名義所有者は、すでに所